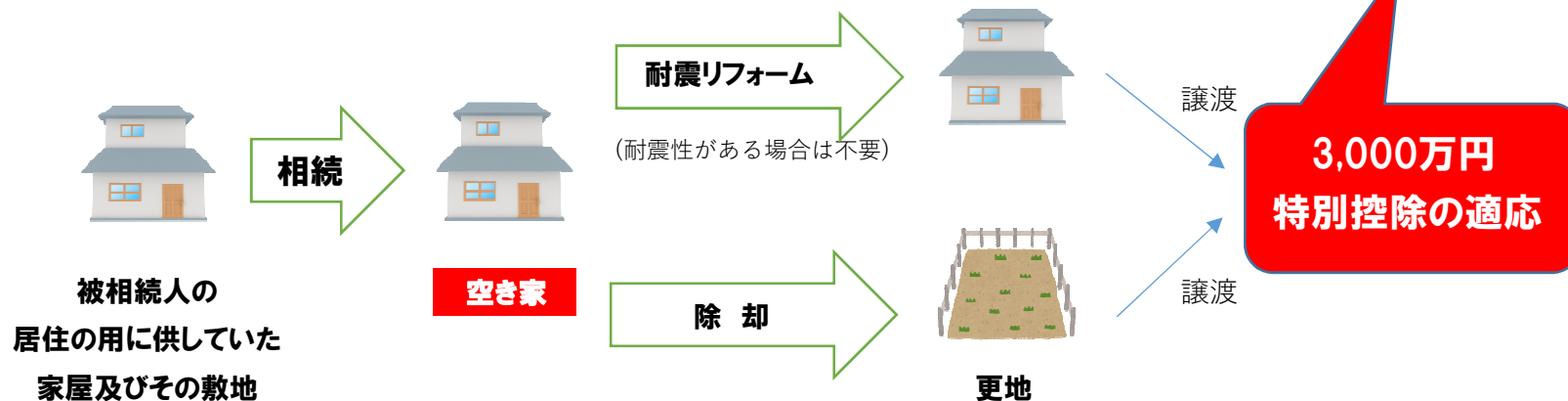




所得税制

一定の要件のもと、被相続人の居住の用に供されていた家屋や土地等を相続した相続人が、それらを譲渡した場合に、譲渡益から3,000万円を控除する事が出来るようになります。



譲渡期限・・・相続の時から相続開始日以後3年を経過する日の属する年の12月31日までの間にした譲渡に限る

適応関係・・・平成28年4月1日～平成31年12月31日までの間に行った譲渡

※詳しい要件などは弊社空き家相談士までお問合せ下さい。